

(その1)

# 収支報告書

令和2年分  
開催分

(ふりがな) いずみけんたこうえんかい

1 政治団体の名称 泉健太後援会

2 主たる事務所の所在地 京都市伏見区深草加賀屋敷町3-6  
ネクスト21-II-1F

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
遠山 建樹

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
野本 菜生

事務担当者の氏名 (姓) (名)  
野本 菜生

(電話) 075-646-5566

(電話)

(電話)

政治団体の区分

政党  政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

政党の支部  その他の政治団体

政治資金団体  その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等  同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有  無

公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者(姓) (名)  
の氏名 泉 健太

公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者(姓) (名)  
の氏名(2人目)

公職の種類 (現職・候補者の別)

公職の候補者(姓) (名)  
の氏名(3人目)

公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から  
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から  
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	8,691,379
(前年からの繰越額)	4,437,079
(本年の収入額)	4,254,300
支 出 総 額	5,549,165
翌年への繰越額	3,142,214

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,660,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,660,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	1,660,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	政経セミナー	2,160,000	令和2年11月8日 リーガロイヤルホテル京都
2	新年懇親会	356,000	令和2年2月11日 長岡京市中央学習センター
3	スポーツ交歓大会	78,300	令和2年12月16日 横大路運動公園
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	2,594,300	
	合計	2,594,300	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
1	水野武夫	100,000	R2/1/6	京都府京都市東山区本町15-778-16	弁護士		
2	水野武夫	100,000	R2/10/14	京都府京都市東山区本町15-778-16	弁護士		
3	(小計)	200,000					
4	頼成爲重	100,000	R2/7/14	京都府京都市伏見区竹田七瀬川町11-1	無職		
5	山田修	300,000	R2/9/14	京都府城陽市水主森ノ東50-5	会社役員		
6	山田修	100,000	R2/11/7	京都府城陽市水主森ノ東50-5	会社役員		
7	(小計)	400,000					
8	里中悦子	10,000	R2/12/20	京都府京都市伏見区納所北城堀23-4-12	団体職員		
9							
10							
11							
12							
13							
14							
	この頁の小計	710,000					
	その他の寄附	950,000					
	合計	1,660,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	27,222	0	
(4) 事 務 所 費	185,662	0	
小 計	212,884	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	3,300	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	5,332,981	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	3,513,707	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	1,425,099	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	394,175	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	5,336,281	0	
合 計	5,549,165		

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	住宅地図	17,600	R2/9/25	大塚書店イオンモール京都桂川店	京都府京都市南区久世高田町376	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	17,600				
	その他の支出	9,622				
	合 計	27,222				

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	政治資金監査報酬源泉所得税 (前年度分)	10,210	R2/5/26	伏見税務署	京都府京都市伏見区鑓屋町無番地	
2	政治資金監査報酬	99,790	R2/6/25	久保美雄	京都府京都市伏見区桃山筒井伊賀西町 40シコービル2階東	
3	政治資金監査報酬源泉所得税	10,210	R2/6/26	伏見税務署	京都府京都市伏見区鑓屋町無番地	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	120,210				
	その他の支出	65,452				
	合 計	185,662				

(その15)

行番号	支出の目的	金額	項目別区分		1. 組織活動費	
			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	3,300				
	合計	3,300				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	制作印刷費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	制作印刷代	509,300	R2/1/24	株式会社シークス	大阪府大阪市淀川区田川1-14-4	
2	制作印刷代	1,254,000	R2/7/27	株式会社シークス	大阪府大阪市淀川区田川1-14-4	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,763,300				
	その他の支出	10,246				
	合 計	1,773,546				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
					発送費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	郵送・発送作業料	1,036,173	R2/2/25	有限会社グッドワーク	京都府京都市南区久世東土川町200-3	
2	配布料	667,128	R2/8/25	株式会社リトパコーポレーション	京都府京都市山科区柳辻平田町111	
3	郵送料	30,390	R2/12/23	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,733,691				
	その他の支出	6,470				
	合計	1,740,161				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					政経セミナー	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	郵送料	22,922	R2/10/11	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	郵送料	35,280	R2/10/12	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	講演料	20,000	R2/11/8	竹田正俊	京都府京都市伏見区桃山町鍋島3-503	
4	会場費	1,344,403	R2/11/19	リーガロイヤルホテル京都	京都府京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,422,605				
	その他の支出	2,494				
	合計	1,425,099				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
					新年懇親会	
行番号	支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会場・備品使用料	12,520	R2/2/11	大阪ガスビジネスクリエイト株式会社	京都府長岡京市神足2-3-1	
2	出演料	20,000	R2/2/11	下川るり子	京都府京都市伏見区小栗栖森本町46-29	
3	ケータリング代	213,000	R2/2/25	三菱電機ライフサービス株式会社	京都府長岡京市馬場図所1	
4	飲料代	53,600	R2/2/26	多貝酒店	京都府長岡京市奥海印字東条29-1	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	299,120				
	その他の支出	18,820				
	合 計	317,940				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	スポーツ交歓大会	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	賞品代	19,575	R2/12/15	イズミヤ六地藏店	京都府京都市伏見区桃山町西尾12-1	
2	会場使用料	16,640	R2/12/16	杉尾享二	京都府京都市伏見区深草西伊達町1-1-205	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
この頁の小計		36,215				
その他の支出		40,020				
合 計		76,235				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 5月 20日

政治団体の名称 泉健太後援会

会計責任者の氏名 野本 菜生



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

## 政治資金監査報告書

令和3年5月18日

泉健太後援会

代表 遠山 建樹 殿

登録政治資金監査人

久保 美雄

登録番号 第 931

号

研修修了年月日 平成21年1月16日



### 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、泉健太後援会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、泉健太後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、領収等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係



政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

### 3 業務制限

泉健太後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、泉健太後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上